

## 規制シート(様式)

070200100570001

平成30年3月29日

規制の名称	自動車運転代行業の業務の適正化	所管府省	警察庁
根拠法令等	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第26号)、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	交通局交通企画課長 櫻澤 健一
規制目的	自動車運転代行業を営む者について必要な要件を認定する制度を実施するとともに、自動車運転代行業を営む者の遵守事項を定めること等により、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、もって交通の安全及び利用者の保護を図ること。		
規制内容の概要	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律においては、他人に代わって自動車を運転する役務を提供する営業であって、①主として、夜間において酔客に代わって自動車を運転する役務を提供するものであること、②役務の提供を受ける者を乗車させるものであること、③常態として、運転する自動車に営業の用に供する自動車が随伴するものであることのいずれにも該当するものを自動車運転代行業とした上で、これを営もうとする者は、成年被後見人、営業停止命令に違反した者等一定の欠格事由に該当しないことについて、都道府県公安委員会の認定を受けなければならないこととしている。</p> <p>また、自動車運転代行業者の遵守事項等として、自動車運転代行業者に対し、安全運転管理者の選任、下命容認行為の禁止、料金及び約款の掲示、保険契約の加入等を義務付けている。</p> <p>さらに、都道府県公安委員会又は国土交通大臣は、報告の徴収、立入検査、指示、営業停止命令等を行うことができることとし、罰則についても定めている。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	現時点において、法令を改正して対応しなければならない事項が認められないため	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律附則第4条		
次の見直し時期	平成34年度		